

労働力の確保、労働条件の維持・改善に関する決議

ハイヤー・タクシー事業にとって、良質な労働力の確保は事業推進の根幹であり、労基法、改善基準告示等の完全遵守を通じ、賃金等労働条件の維持、改善を図っていく必要がある。また、慢性的運転者不足の解消を図り、良質な運転者を確保していくため、不断に養成を図っていくなければならない。

しかしながら、ハイヤー・タクシー労働者の賃金水準は、若干改善が見られるとはいうものの、引き続き需要の低迷と供給過剰状態の進展等により、未だ他産業労働者の約6割という厳しい現状にある。

このため、今般の運賃改定では、運転者の労働条件につき一定の水準を確保する等、確実に改善を図ることとする。

また、関係当局におかれては、これらの状況に対処するため、運転者の確保・養成に対する援助措置、労働・社会保険分野における負担の軽減等、企業経営の安定化、健全化のための施策を充実されるよう要望する。

右決議する

平成19年10月30日

第47回全国ハイヤー・タクシー事業者大会